

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 1 8 日

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省自治行政局選挙部選挙課長

総務省自治行政局選挙部管理課長

後援団体等に関する寄附等の禁止について

今年予定される参議院議員通常選挙の管理執行については、貴職におかれても、すでに何かと御配意をいただいていることと存じます。

さて、御承知のとおり、公職選挙法第 199 条の 2（公職の候補者等の寄附の禁止）及び第 199 条の 5（後援団体に関する寄附等の禁止）の規定により、参議院議員通常選挙にあつては、参議院議員の任期満了の日前 90 日に当たる日から当該通常選挙の期日までの間は、候補者等が政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする寄附、後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関してする寄附及び候補者等が当該候補者等に係る後援団体（資金管理団体を除く。）に対してする寄附並びに（主体を問わず）後援団体の集会等において当該選挙区内にある者に対してする饗応接待等についても禁止されることになります。今回、任期満了となる参議院議員の任期満了日は令和 7 年 7 月 28 日でありますので、その「任期満了の日前 90 日に当たる日」は同年 4 月 29 日であります。

貴職におかれましては、このことについて、貴都道府県内の市町村の選挙管理委員会の委員長をはじめ、関係者に対する格別の御配慮をお願いします。